

芦屋市都市計画審議会

資 料

平成20年3月24日(月)

芦 屋 市

資料一覧

(説明事項)

1. 阪神間都市計画区域区分(県決定)の見直しに伴う芦屋市素案について……………P.2～

(関連都市計画)

阪神間都市計画区域区分(県決定) 通称:線引き

阪神間都市計画用途地域(県決定) 線引きに連動して変更する

阪神間都市計画(芦屋国際文化住宅都市建設計画)高度地区(芦屋市決定) 線引きに連動して変更する

阪神間都市計画(芦屋国際文化住宅都市建設計画)防砂の施設(芦屋市決定)……………P.9～

参考資料:砂防事業計画(当初決定参考資料)……………P.16～

都市計画決定スケジュール(線引き見直し関係)……………P.18

六甲山系グリーンベルト整備事業パンフレット……………別冊

案件概略位置図



阪神間都市計画区域区分(線引き)見直しに伴う芦屋市素案

(事 前 説 明)

第 6 回 都市計画区域区分(線引き)見直し芦屋市素案

1. 都市計画区域区分について

市街化区域及び市街化調整区域の区域区分に関する都市計画(いわゆる「線引き」)は「無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図る」ことを目的とするものであり、無秩序な市街地の拡大による環境悪化の防止、計画的な公共施設整備による良好な市街地の形成、農林漁業との健全な調和等、地域の実情に即した都市を形成していく上で根幹をなす都市計画です。

本市は、都市的土地利用の圧力が強い阪神間都市計画区域として、線引き都市計画区域に決定されており、広域的な見地から市街化をコントロールするため、兵庫県が区域区分の都市計画決定を行います。

(阪神7市1町 三田市, 芦屋市, 西宮市, 尼崎市, 伊丹市, 宝塚市, 川西市, 猪名川町)

2. 区域区分見直しの経緯

昭和44年施行の都市計画法に基づき、昭和45年に区域区分を当初決定して以来、県下一斉の区域区分見直し作業として、昭和55年、昭和60年、平成3年、平成10年、平成15年と過去5回見直しを行っており、今回、第6回として平成20年度に区域区分の見直しを行うものです。

芦屋市での見直し内容			
見直し時期		主な見直し内容	
昭和45年度 (S45.10.31)	当初決定	・浜地区(芦屋浜)の編入	市街化区域 : 846ha 市街化調整区域 : 889ha
昭和55年度 (S55.11.28)	第1回見直し	・沖地区(南芦屋浜)の編入	市街化区域 : 984ha 市街化調整区域 : 888ha
昭和60年度 (S60.11.12)	第2回 "	・海岸線部分微調整	市街化区域 : 984ha 市街化調整区域 : 888ha
平成3年度 (H3.5.10)	第3回 "	・沖地区(南芦屋浜)の区域修正	市街化区域 : 969ha 市街化調整区域 : 888ha
平成10年度 (H10.7.31)	第4回 "	・芦屋市域に変更なし	市街化区域 : 969ha 市街化調整区域 : 888ha
平成15年度 (H16.3.30)	第5回 "	・芦屋市域に変更なし	市街化区域 : 969ha 市街化調整区域 : 888ha
平成20年度 (年度未告示予定)	第6回 "	今回見直し	

3. 芦屋市の区域区分（線引き）見直しについて

本市における第6回線引き見直しの考え方については、「都市計画区域マスタープラン等の見直し基本方針(平成19年7月兵庫県策定)」、「都市計画運用指針」及びこれまでの線引きの見直しの際に兵庫県が示してきた「線引き見直し方針」並びに、阪神間都市計画区域マスタープラン・芦屋市都市計画マスタープラン等に基づくものとします。

(1) 市街化区域に編入する区域の基本的な考え方

市街化区域の規模は、目標年次における人口、産業を適切に収容しうる区域に限定し、新に市街化区域に編入する区域は、芦屋市総合計画及び阪神間都市計画区域マスタープラン・芦屋市都市計画マスタープラン等に即した開発計画等による計画的な市街化整備が確実に行われる区域とします。

本市においては、これら上位計画に明記された市街化整備が行われる区域がないことから、市街化区域へ編入すべき区域は「ない」とします。また、市街化区域に指定されている区域内において、市街化が見込まれない区域や開発・建築行為がない区域も存在しないことから、市街化調整区域へ逆線引きすべき区域も「ない」としますが、線引き見直しと同時期に行っている「防砂の施設」の変更に関連する区域については、必要な見直しを行なうこととします。

(2) 今回見直しを行う区域

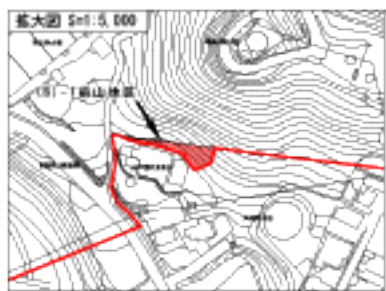
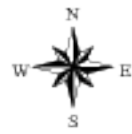
平成10年に土砂流出を防止するための都市計画施設「防砂の施設」指定を行っておりますが、今回の見直しにおいて市街化調整区域内で既に決定されている「防砂の施設」に隣接した市街化区域の一部を「防砂の施設」に追加し、一体的に整備又は維持保全する部分があることから、この部分を「防砂の施設」として都市計画の位置付けをすると共に、市街化区域の「計画的な市街化を図る」という要件を満たさなくなることから、当該部分を市街化調整区域に編入(逆線引き)するものとします。

以上。

区域区分(線引き)の変更地区一覧

No	地区番号	地区名	地区面積 (ha)	変更内容(ha)				市町名	枚数	備考
				拡大 (住宅)	特保 (住宅)	暫逆	逆線			
1	(B)-1	前山地区	0.03	-	-	-	0.03	芦屋市	1 / 1	
2	(B)-2	三糸地区	0.03	-	-	-	0.03			
3	(B)-3	三糸地区	0.01	-	-	-	0.01			
都市計画「防砂の施設」の変更(追加)に伴う区域界の変更(逆線引き)										
合計				0.07			0.07			

都市計画区域区分見直し位置図（芦屋市）



区域区分変更地区
(第)3区域地区②

凡 例	
都市圏区域	——
都市計画(暫行)区域	— · — · —
変更後の市街化区域	—— (Red line)
区域区分の変更区域 (防砂の施設追加区域)	■ (Red fill)

0 0.5 1.0km

S=1:22,000

変更位置図 (その1)

凡例	例
変更後の市街化区域 ・市街化調整区域界	
区域区分の変更部分 (防砂の施設追加区域)	
(高度地区) 第1種高度地区	
第2種高度地区	
(用途地域) 第1種低層住居専用地域	
第1種中高層住居専用地域	
防砂の施設 (既決定)	
上段容積率/用途/下段建ぺい率	

縮尺 1:2,500

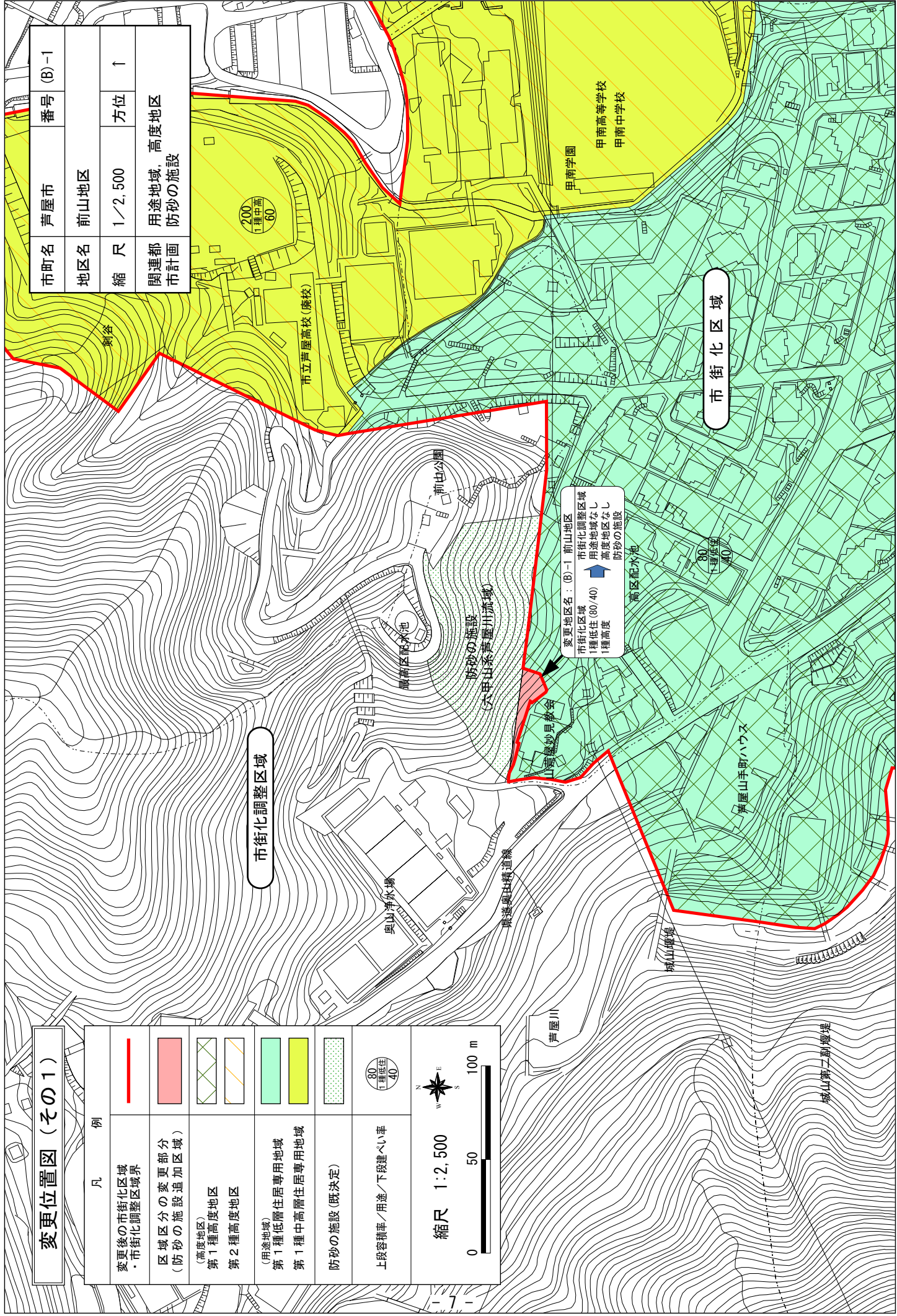


市町名	芦屋市	番号	(B)-1
地区名	前山地区	縮尺	1/2,500
方位	↑	関連都 市計画	用途地域、高度地区 防砂の施設

市街化調整区域

市街化区域

変更地区名：(B)-1 前山地区
市街化調整区域
市街化区域
用途地域なし
1種低住(80/40)
高度地区なし
防砂の施設



変更位置図 (その2)

凡	例
変更後の市街化区域 ・市街化調整区域境界	
区域区分の変更部分 (防砂の施設追加区域)	
(高度地区) 第1種高度地区	
第2種高度地区	
(用途地域) 第1種低層住居専用地域	
第1種中高層住居専用地域	
防砂の施設 (既決定)	
上段容積率/用途/下段建ぺい率	

縮尺 1:2,500



0 50 100 m

神戸市

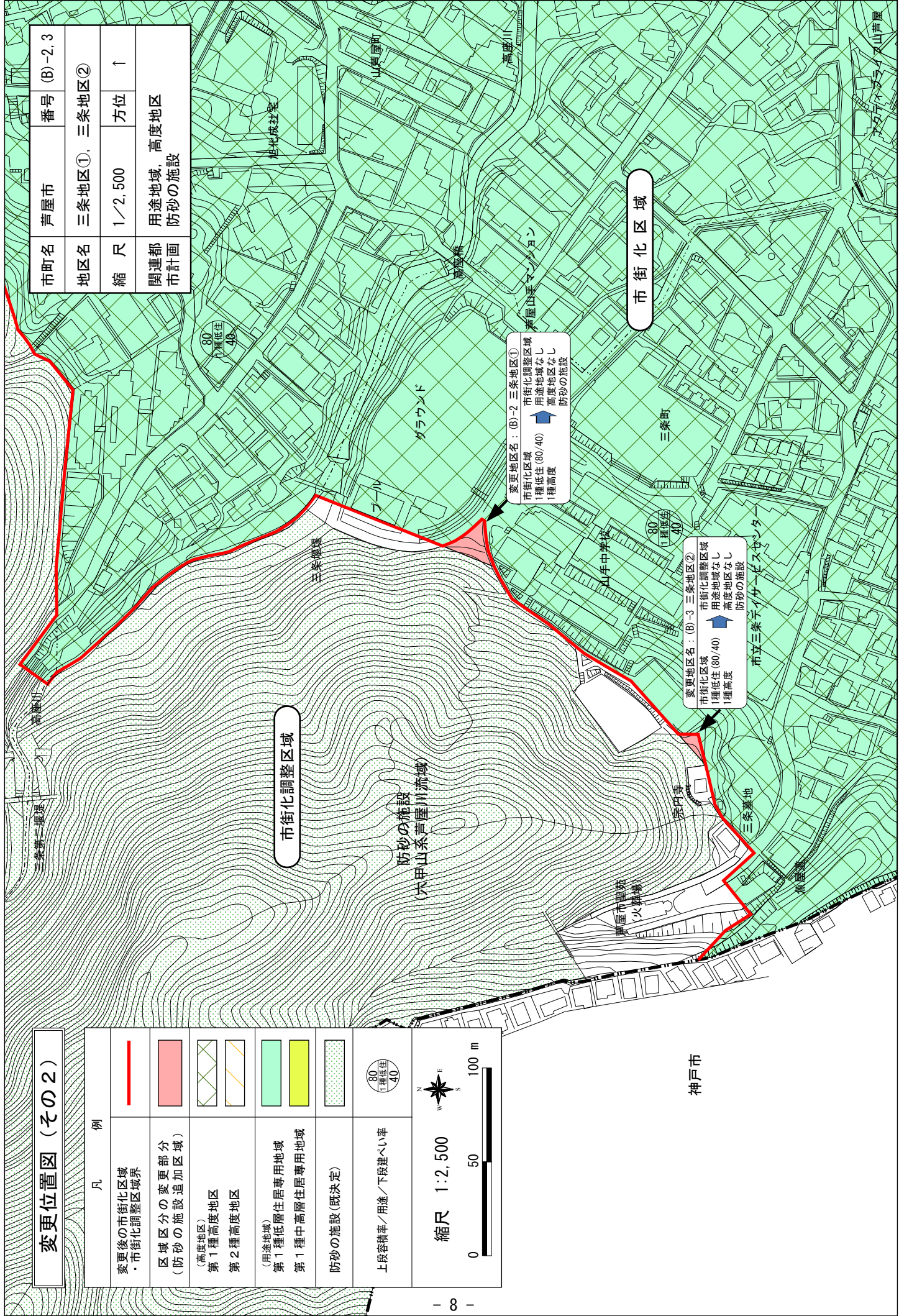
市町名	芦屋市	番号	(B)-2,3
地区名	三条地区①, 三条地区②	方位	↑
縮尺	1/2,500	用途地域, 高度地区	防砂の施設
関連都 市計画			

市街化調整区域

市街化区域

変更地区名: (B)-2 三条地区①
市街化調整区域
市街化区域
1種低住 (80/40)
1種高度
防砂の施設

変更地区名: (B)-3 三条地区②
市街化調整区域
市街化区域
1種低住 (80/40)
1種高度
防砂の施設



阪神間都市計画(芦屋国際文化住宅都市建設計画)防砂の施設の変更
(素案)

(事 前 説 明)

計 画 書

阪神間都市計画（芦屋国際文化住宅都市建設計画）防砂の施設の変更（芦屋市決定）

都市計画防砂の施設を次のように変更する。

名 称	位 置	備 考
六甲山系芦屋川流域防砂の施設	芦屋市 三条町，城山，奥山 山手町の各一部	面積：約 22.8 ha （約 0.07 ha 増）

「区域は計画図表示のとおり」

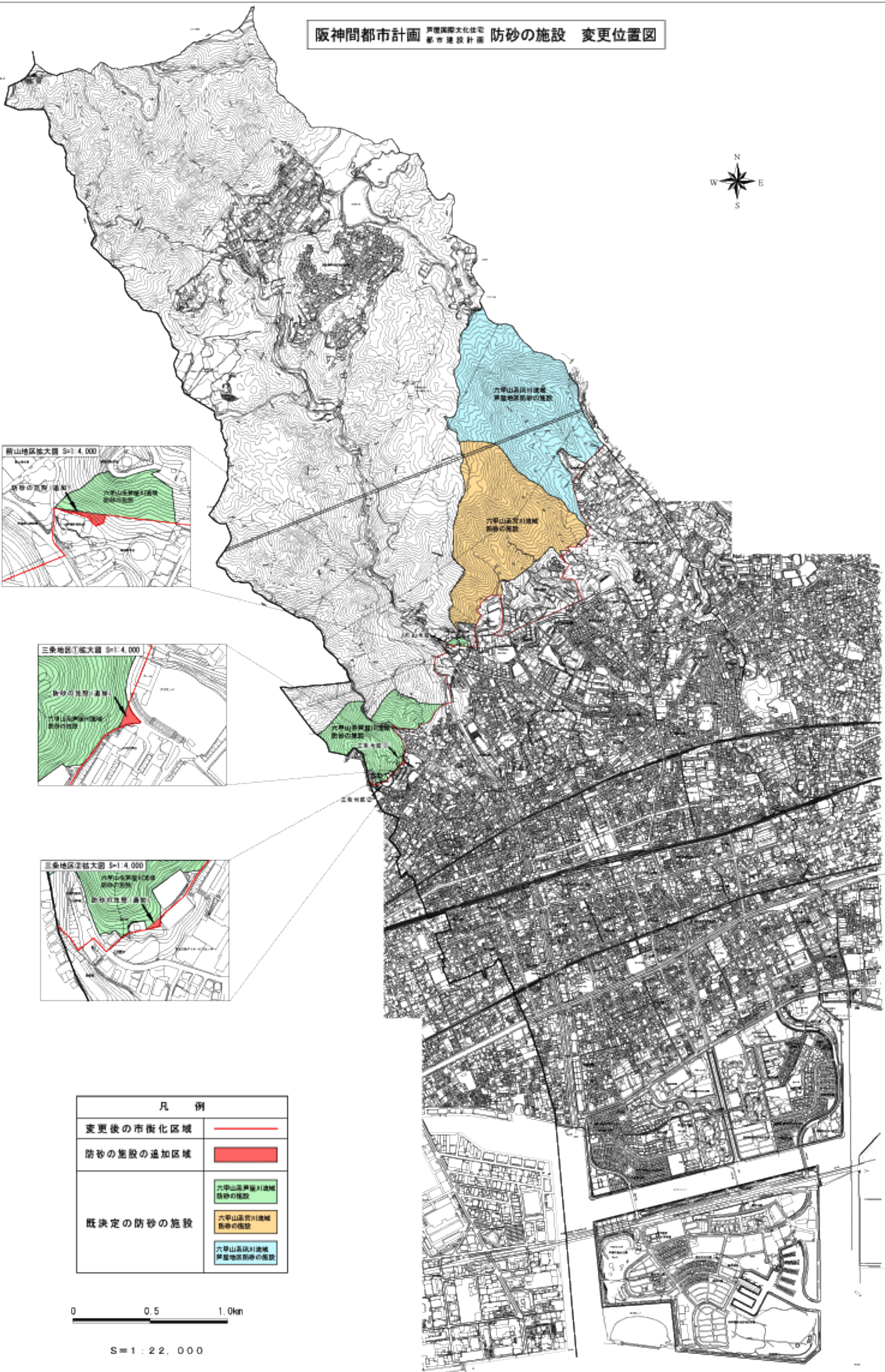
理 由

別添理由書のとおり

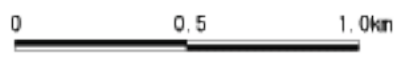
理 由 書

防砂の施設は市街地における土砂災害を防止し、安全で快適なまちづくりに寄与するため決定しているものであるが、既決定の防砂の施設の整備又は維持保全を行う上で、必要と判断される区域を今回、防砂の施設として追加するものである。

阪神間都市計画 芦屋国際文化住宅 都市建設計画 防砂の施設 変更位置図

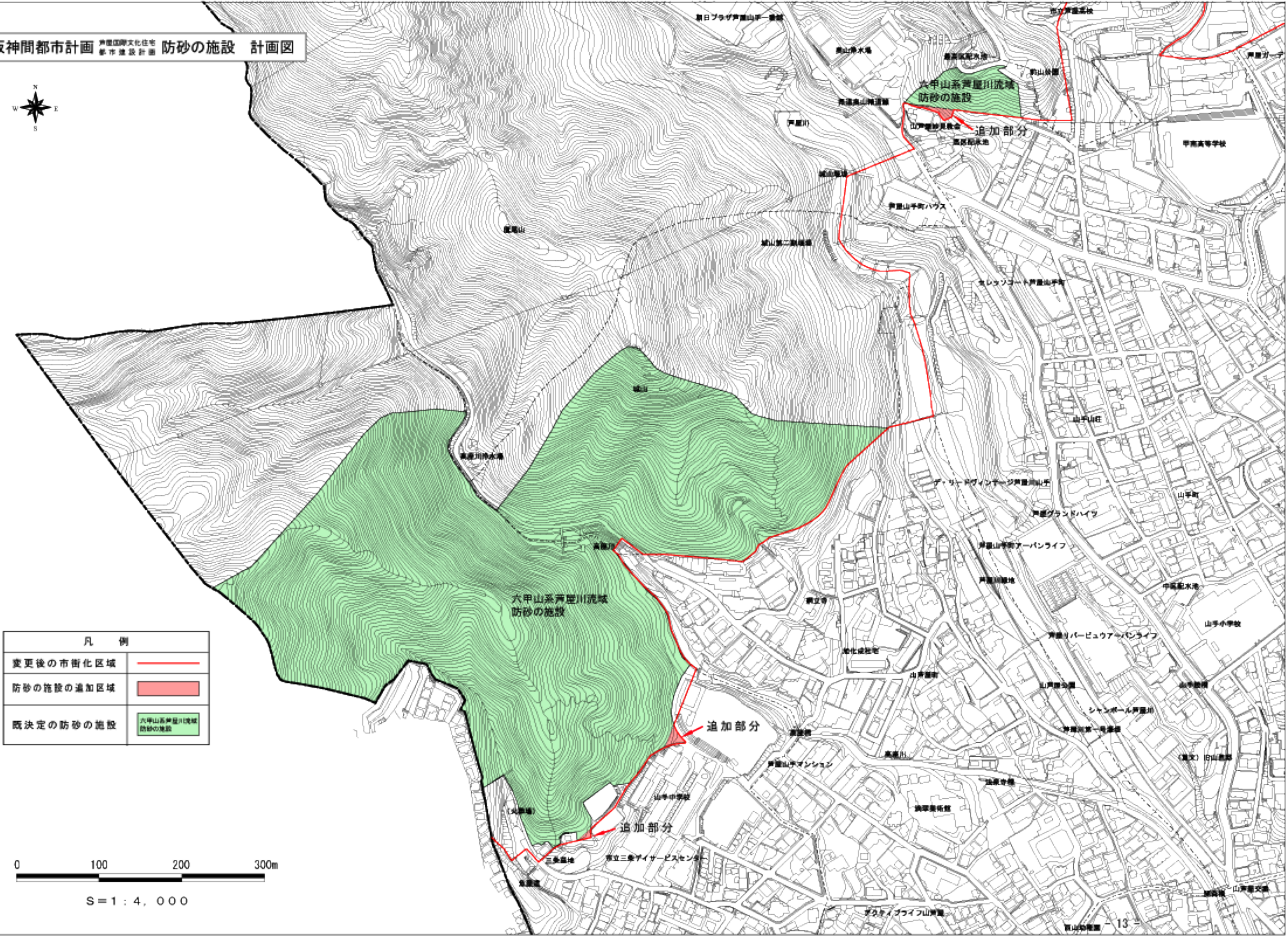


凡 例	
変更後の市街化区域	
防砂の施設の追加区域	
既決定の防砂の施設	六甲山系河川流域 防砂の施設
	六甲山系河川流域 新砂の施設
	六甲山系河川流域 芦屋地区防砂の施設



S=1:22,000

阪神間都市計画 丹波国文化住宅 都市建設計画 防砂の施設 計画図



凡 例	
変更後の市街化区域	
防砂の施設の追加区域	
既決定の防砂の施設	



S=1:4,000

【参考写真】

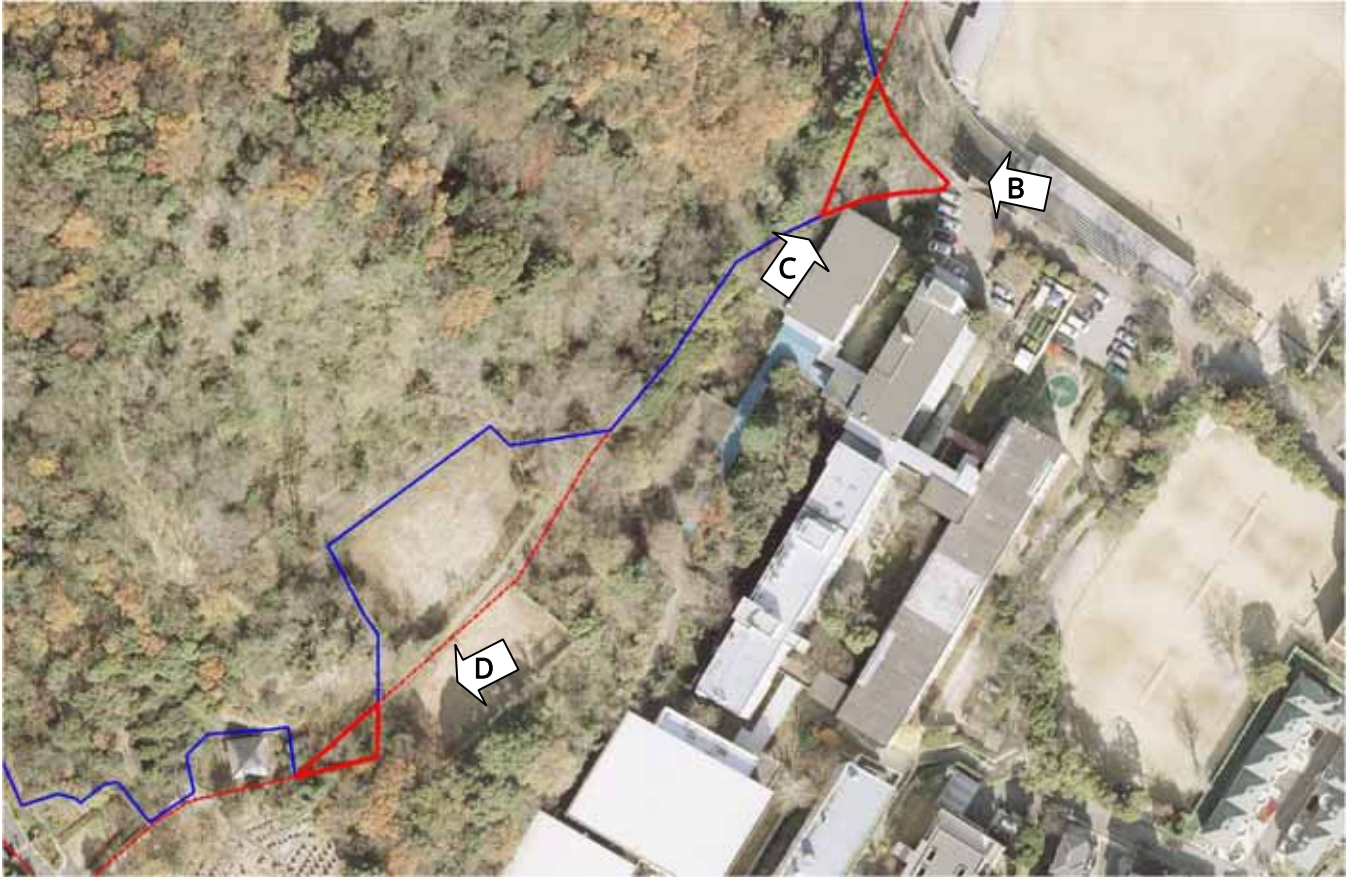
(追加部分の航空写真：前山地区)



A部の現況写真(前山地区)



(追加部分の航空写真：三条地区)



B部の現況写真(三条地区)



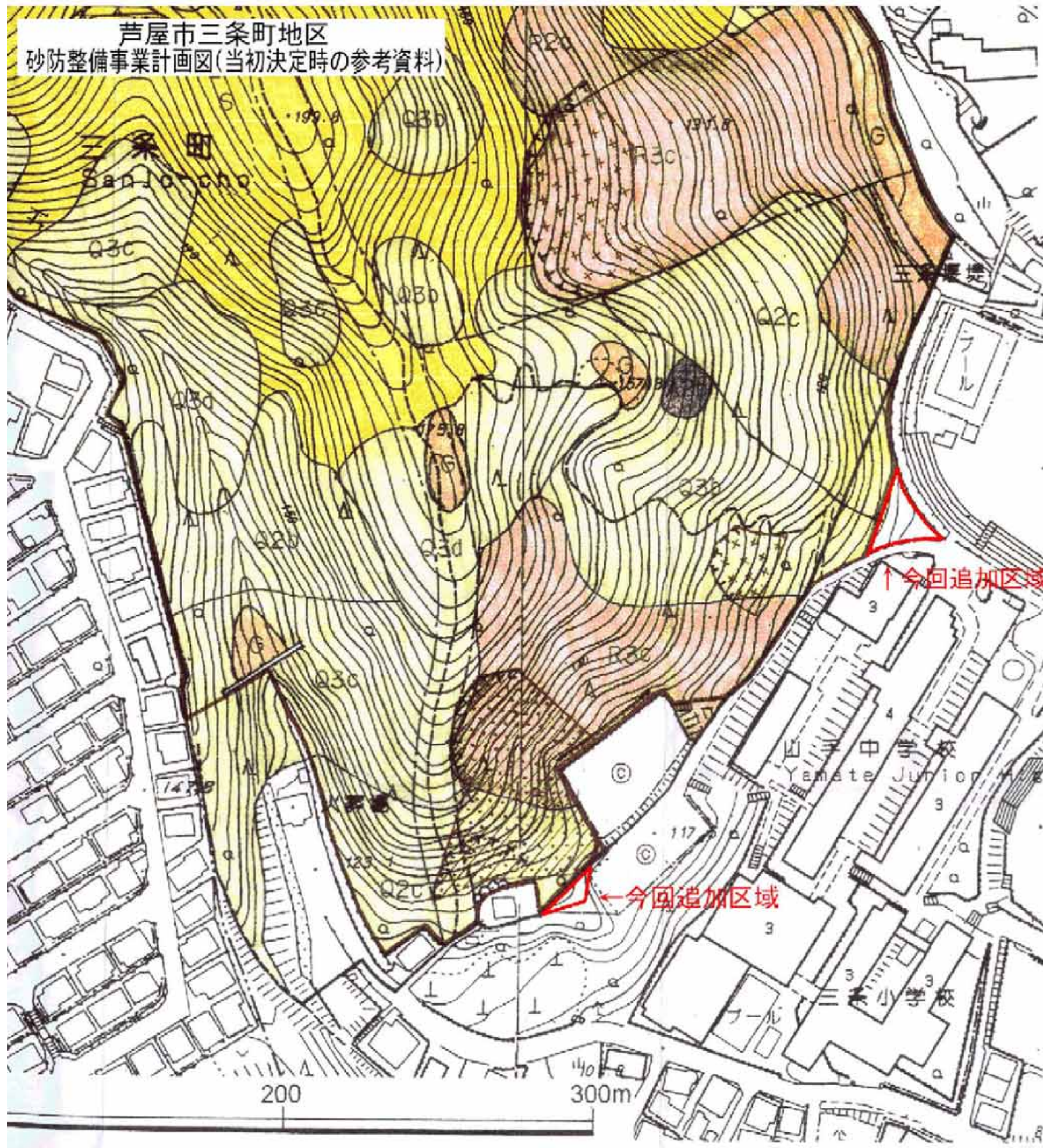
C部の現況写真(三条地区)



D部の現況写真(三条地区)



芦屋市三条町地区
砂防整備事業計画図(当初決定時の参考資料)



イ	①裸地化する可能性がある場合は、土留工等を行うとともに、コナラ、アベマキ、アラカシ、シロダモ、ヤブニッケイ等の広葉樹を植栽すると同時に、ドングリなどを播種する。 ②斜面の傾斜が比較的緩やかな場合は、野鳥の好む食餌植物を播種し、多様性を高める。 ③ネザサが優占している場合は、年1回または年2回の草刈りを行う。 ④標高500m以上のアカマツ林については、適切な間伐等を行い、アカマツ林の保全を図る。 ⑤マツタイムシ等による枯死木は伐倒し、必要な補植をする。 ⑥山火事等の可能性のある箇所は、常緑広葉樹の混交割合を高くする。
ロ	①高木のニセアカシア林は、必要な土留工をするともに全て伐採し、コナラ等の広葉樹の植栽及びドングリ類の播種を行う。なお、高木にニセアカシア、亜高木・低木層にヒノキの植栽があるものは、ニセアカシアのみを伐採し、コナラ等の広葉樹を補植する。 ②若いニセアカシア林は間伐し、コナラ、エノキ、ケヤキ、シロダモ、クスノキ等の広葉樹を補植すると同時にドングリ類の播種を行う。 ③ネザサが優占している場合は、年1回または年2回の草刈りを行う。
ハ	①密生することを避ける。すなわち、間伐等を行い、コナラ、アベマキ、クリ、シロダモ、ヤブツバキ等の広葉樹の補植を行う。また、ガマズミ、ヒサカキ、コマユミなどの野鳥の好む食餌植物等を混植し、多様性を高める。 ②崖壁上に分布している場合は、土留工等を行うとともに、上記の広葉樹を補植し、ドングリ類を維持する。
ニ	①コナラ林等の落葉広葉樹林ではニセアカシア、オオバヤシバシ等の進入防止やネザサ等の草刈りといった対策を行う。 ②コバノミツバツツジ、ヤブツバキ、ウツギ、ネジネ等の夏緑低木や、コバノガマズミ、ヒサカキ、ツサキ等の野鳥の食餌植物の補植を行い、多様性を高める。 ③斜面の急な箇所は、表層侵食対策及び植栽用地確保のための補工を施す。
ホ	①カン林は常緑樹であるため林床が暗く、草本類が生育しにくいことから、表層侵食対策として補工を施すとともに、斜面強化を図るための表層補強工法等を行う。
ヘ	①土留工等を十分に行う必要がある。 ②斜面の傾斜が比較的緩やかなところは、アカメガシワ等の陽性低木を間伐し、コナラ、エノキ、アベマキ、クリ、アラカシ、シロダモ、ヤブニッケイ等の広葉樹を補植するとともに、ガマズミ、ヒサカキ、マサキ、カキノキ、イヌザンショウ、サンショウ、コマユミ、ノイバラ、ヌルデ、ハゼノキ、ツルメドモドキ、ヤマザクラなど野鳥の食餌植物の導入を行う。 ③ネザサの優占するところは、年に1〜2回程度草刈りをするとともに、コナラ、アベマキ、クリ、アラカシ、シロダモ、ヤブニッケイ、ヒメズリハなどの広葉樹の補植およびドングリ類の播種を行う。
ト	①岩石地は落石防止工等の対策を行う。 ②裸地は、土留工等の対策を行い、コナラ、アベマキ、エノキ、アラカシ、ヤブニッケイ、シロダモ、カゴノキ等の植栽を行うとともに、ドングリ類の播種、コバノガマズミ、ナワシログミ、ヒサカキなどの野鳥の食餌植物の植栽を行う。 ③堆砂地は、流出上問題の生じない限り、ヤナギ類を主とする緑化を行う。 ④疎林は土留工等の対策を行うと同時に、コナラ、アベマキ、エノキ、アラカシ、ヤブツバキ、ヤブニッケイ、シロダモなどを補植する。

植生転換等による土砂災害防止対策

〈凡例〉

記号	相 観 現 存 植 生	樹 高 階	植 生 粗 密 度	対 策 及 び 維 持 管 理 (右表)
P	マツ林	1: ~5m	a: 植被10%未満	イ
R	ニセアカシア林	2: 5~10m	b: 植被10~40%	ロ
Q	オオバヤシバシ林	3: 10m以上	c: 植被40~70%	ハ
Q	その他の落葉広葉樹林(コナラ等)		d: 植被70%以上	ニ
E	常緑広葉樹林(アラカシ等)			ホ
T	陽性低木林(ヌルデ等の先駆性植生等)			ヘ
S	ネザサ・スキ群落(禾本科植生)			ヘ
G	裸地・崩壊地・堆砂地			ト

砂防施設導入による土砂災害防止対策

〈凡例〉

記 号	工 法
+++	CAP工法
●●●	欝蒨挿入工法
XXXXXX	床固め工
	樹林化基礎工

樹林化基礎工

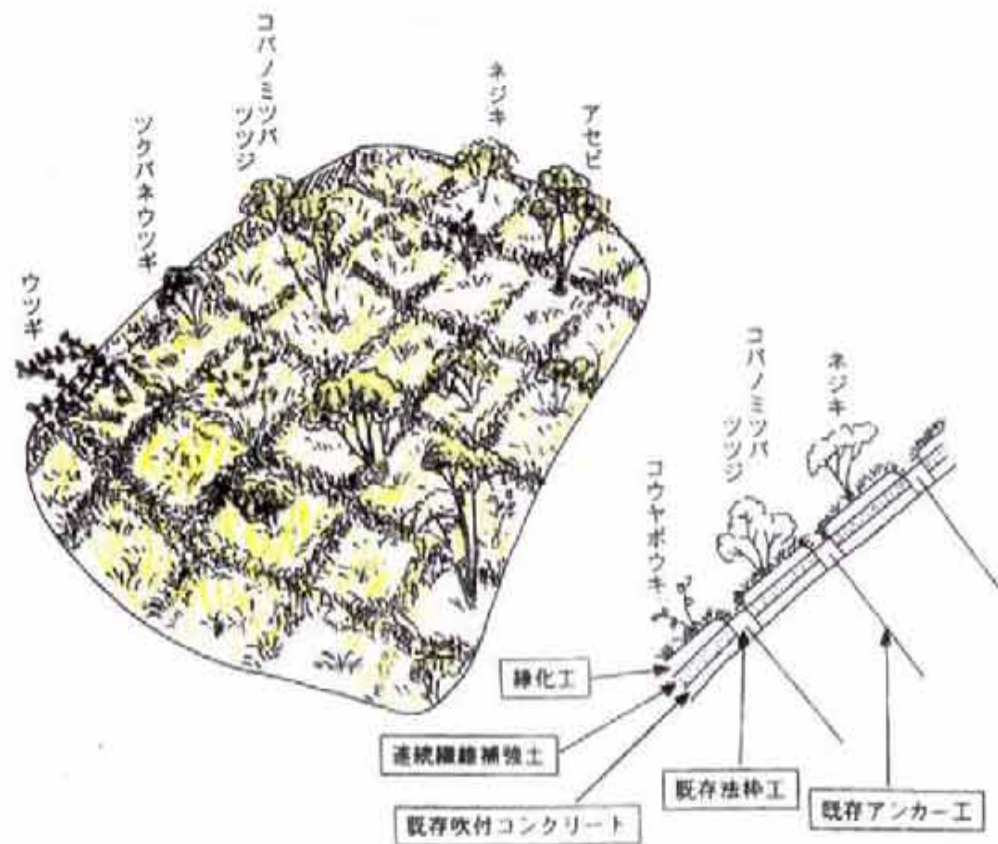
・防災

連続繊維と土とを地山に吹き付けることにより、頑丈な土木構造物を構築すると同時に樹林の生育基盤としても活用できる。樹林化の不完全な既存の法枠にオーバーレイを行う。

・植栽

ジオファイバー部分は表土が薄いため、高木となる樹種を導入すると根返りや乾燥による枯死が生じる恐れがあるので、低木となる樹種を植栽する。基本的には乾燥に強い樹種を導入するとともに、植栽よりも播種による緑化に重点をおく。

《ジオファイバー工法》



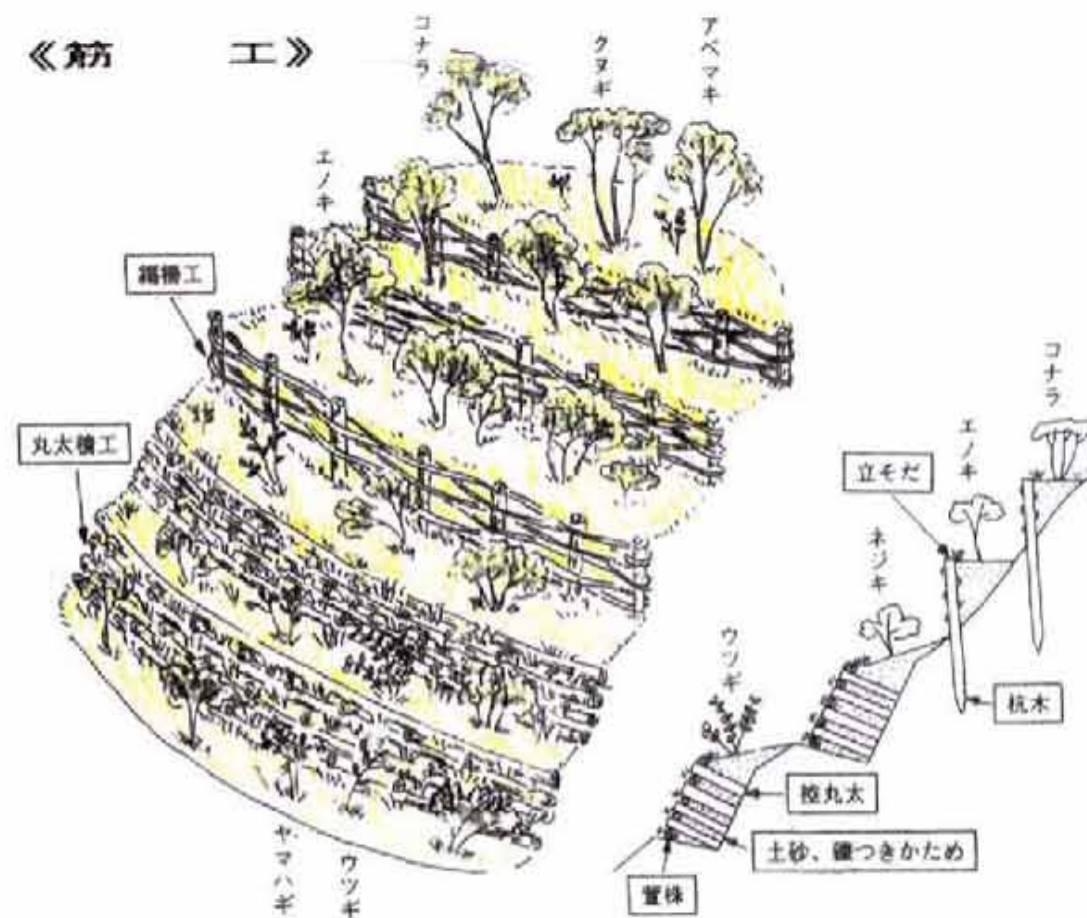
・防災

崩壊跡地などを樹林化する場合に、樹木の床を土木施設によって形成する工法で、山腹斜面などに多用される。筋工としては土留め工、編織工、木杭、カゴ工などの種類がある。斜面などの危険度が低く、植生復旧により斜面の安定化を図る場合に設置する補助工法である。

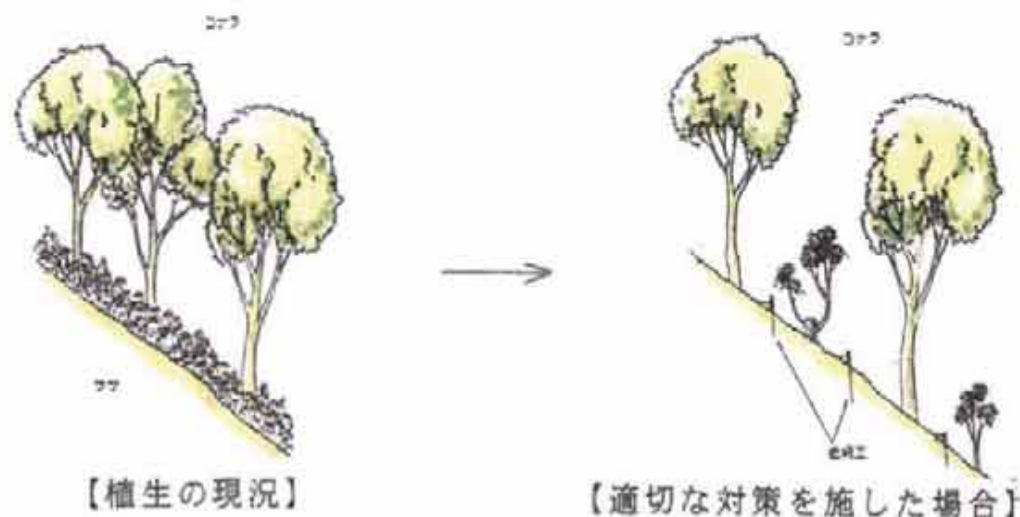
・植栽

土壌の発達した箇所では、夏緑広葉樹や常緑広葉樹の植栽を行い、表土の薄い箇所では夏緑広葉樹や常緑広葉樹の播種を行う。表土の流出の恐れのある箇所では、夏緑広葉樹の生育を阻害しない生育密度で一部に早期緑化樹種を導入する。基本的には、樹木の持つ土壌の保持能力を活用して斜面の安定化を図る。長寿命で深根性の樹種の導入が望ましい。

《筋工》



その他の落葉広葉樹林



常緑広葉樹林

